

尼崎市隣地統合促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市隣地統合促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、狭小地や無接道地とその隣地の統合を図り、健全な土地利用を促進することをもって、市街地の防災性の向上及び空き家や空き地を解消し、良好な住環境の形成を図るとともに、市内定住・市内転入を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭小地 平成30年7月1日時点において、敷地面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項により道路とみなされた部分を除く。）が50平方メートル以下の民有地をいう。
- (2) 無接道地 平成30年7月1日時点において、同一所有者の土地のみでは建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路に2メートル以上接しない民有地をいう。
- (3) 隣地 狭小地又は無接道地（以下「狭小地等」という。）と2メートル以上接する民有地をいう。
- (4) 隣地統合 狭小地等とその隣地を統合し、一敷地とすることをいう。
- (5) 防災街区整備地区計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第2号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。
- (6) 地区計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に掲げる地区計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える個人又は法人とする。

- (1) 隣地統合後の所有者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者又はこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(隣地統合の要件)

第4条 隣地統合は、次の各号に掲げる要件に該当していなければならない。

- (1) 平成30年7月1日時点において、狭小地等と隣地が、それぞれ異なる者が所有する土地であること。
- (2) 隣地統合に係る敷地にあつては尼崎市住環境整備条例（昭和59年条例第44号）第

18条第2項に規定する敷地面積の算定方法により同条例別表に規定する最低敷地面積の基準、当該敷地に地区計画が定められている場合にあつては各地区計画に係る建築物の敷地面積の最低限度の基準を満たしていること。

- (3) 隣地統合前の敷地の一部を分割する場合の残地にあつては尼崎市住環境整備条例（昭和59年条例第44号）第18条第2項に規定する敷地面積の算定方法により同条例別表に規定する最低敷地面積の基準、当該敷地に地区計画が定められている場合にあつては各地区計画に係る建築物の敷地面積の最低限度の基準を満たしていること、かつ建築基準法における建築可能要件を満たす土地であること。
- (4) 相続及び生前贈与による隣地統合でないこと。
- (5) 取得する土地に建物が存在する場合は除却すること。
- (6) 隣地統合後、10年間は、統合を解消せず、一体として利用すること。

（補助対象費）

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費」という。）は、補助対象者が行う隣地統合に係る費用のうち、次に掲げる費用とする。補助対象者が、法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。ただし、他の補助事業により次に掲げる費用を申請している場合は、その費用を除くこととする。

- (1) 測量及び明示費用
- (2) 登記費用
- (3) 不動産買取に係る仲介手数料
- (4) 隣地所有者調査等にかかる弁護士等への委託料等

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条第1号から第4号までの費用の合計額（千円未満の端数は切り捨て）とし、250,000円を上限とする。ただし、隣地統合に係る敷地が尼崎市における防災街区整備地区計画の区域内に存在する場合は500,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、狭小地等または隣地を取得する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査をした上で、補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第3号）又は補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

（補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、当該要綱第5条1項及び4項にかかる請負契約締結、および補助事業者と狭小地等または隣地所有者との売買契約締結をいう。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じた場合、補助金交付決定内容変更申請書(様式第5号)に変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、補助事業中止報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、かつ当該要綱第8条第1項による補助金交付決定を受けた年度内の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 補助対象経費にかかる契約書、明細書、請求書および領収書の写し
- (3) 狭小地等または隣地を取得したことを証する書類(売買契約書の写しおよび登記事項証明書)
- (4) 取得した土地に建物が存在する場合、建物の除却工事の状況および完了したことが判明できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査等により補助金の交付額の確定を行い、補助金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を事業完了後ただちに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求が適当であると認めたときは、請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた後、第3条各号に掲げる要件を欠いていたことが判明したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（遅延利息）

第17条 前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった者は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（施行の細目）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第7条による事前協議を行った者については、

改正後の要綱第9条は適用しない。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係） 交付申請に必要な添付書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 補助金の交付対象となる土地の所在地、位置関係、接道状況、隣接状況が分かる書類
(位置図、現況写真、現況図等)(2) 狭小地等及び隣地の所有者が分かる書類（公図および登記事項証明書等）(3) 補助対象費の見積書(4) 狭小地等の敷地面積が分かる書類（求積図等）(5) 最低敷地面積の規模を満たしていることが分かる書類（求積図等）(6) 誓約書（様式第2号）(7) 納税証明書(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
|---|